

柏崎市軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴者の補聴器購入費の一部を助成することにより、軽・中等度難聴者の社会参加を促すとともに、認知症、うつ病、ひきこもり等を予防し、もって福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この要綱による助成の対象者(以下「対象者」という。)は、身体障害者手帳の交付対象とならない者で次の各号のいずれにも該当する18歳以上の難聴者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない者。ただし医師が難聴の状態を勘案し、補聴器の装用する必要があると認めた場合は、この限りではない。
- (3) 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上について、一定の効果が期待できると医師が判断する者

2 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する申請を行う日の属する年度(4月から6月までにあつては前年度)における対象者又はその属する世帯の世帯員の市民税所得割額が46万円以上の場合は、助成の対象外とする。

(助成額)

第3条 補聴器購入費の助成額及びその上限額は、次の表のとおりとする。

区分	助成額	助成上限額
生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する助成対象者	補聴器購入費の額	50,000円
上記以外の助成対象者	補聴器購入費の額に2分の1を乗じて得た額	25,000円

(備考) 区分のうち市民税非課税世帯の判定については、第4条に

規定する申請を行う日の属する年度における市民税課税状況により行うものとする。

- 2 補聴器購入費の対象となる補聴器は、原則として、装用効果の高い側に片側装用するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、生活上等市長が必要と認めた場合は、両側に装用する補聴器を補聴器購入費の対象とできるものとする。この場合において、補聴器購入費の助成額及びその上限額は、左右それぞれの耳に装用する補聴器について算定した額とする。
- 4 補聴器購入費には、補聴器に関する附属品の単体での購入費その他補聴器の購入に直接関係しない経費は含まないものとする。
- 5 第1項の助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第4条 補聴器購入費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補聴器を購入する前に、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第15条第1項の規定により都道府県知事が定める医師が作成して3か月以内の軽・中等度難聴者補聴器購入費助成意見書(別記第2号様式)
- (2) 前号の意見書に基づき補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 再度の補聴器購入費の助成に係る前項に規定する申請は、前回の助成が決定された日から起算して5年を経過するまでの間はすることができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成することを決定したときは軽・中等度難聴者補聴器購入費助成決定通知書(別記第3号様式)により、助成をしないことを決定したときは軽・中等度難聴者補聴器購入費

助成却下通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成券(別記第5号様式。以下「助成券」という。)を申請者に交付するものとする。

(補聴器の購入)

第6条 申請者は、前条の規定による助成の決定の通知を受けたときは、速やかに助成券に記載された補聴器販売業者に助成券を提出し、補聴器を購入するものとする。

(費用の請求)

第7条 補聴器を申請者に納入した補聴器販売業者は、助成券を添えて当該補聴器に係る助成額について、市長へ請求するものとする。

- 2 市長は前項に規定する請求があったときは、その内容を審査し第3条に規定する助成額を支払うものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他補聴器購入費の助成が不相当と市長が認めるとき。

(関係帳簿)

第9条 市長は、助成の状況を明確にするため、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成台帳(別記第6号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。